

鳥取縣公報

縣 令

鳥取縣令第十九號

大正十四年七月鳥取縣令第二十八號理髮營業取締規則の一部を次のように改正し公布の日からこれを施行する。

昭和二十二年二月二十五日

鳥取縣知事 吉 田 忠 一

第一條中「美容術」の次に「電髪（パーマメント）」を加える。

第二條中「五、電気機械器具ヲ使用スルモノハ其ノ名稱、種類、筒數及容量俱シ使電電力一〇〇ワット以下ノモノヲ除ク」を加え「五」と「六」に改める。

第二條ノ二中「結髮業務」の次に「並電髪（パーマメント）」を加える。

第六條中「生年月日」の次に「試験ヲ受ケムトスル理髮業

昭和二十二年二月二十五日
第七百八十七號

火 曜 日

ノ種別」を加える。

第七條中「五電髪（パーマメント）」ニ在リテハ之ニ關係アル電氣學ノ大意」を加え「五」を「六」に改める。

附 則

現ニ結髮營業ヲナシ居ル者デ電髪（パーマメント）ノ營業ヲナシ又ハナサントスル者ハ、考査ノ上電髪（パーマメント）營業資格證書ヲ付與ス

訓 令

鳥取縣訓令甲第六號

市 町 村 長

大正七年八月鳥取縣訓令第四十號行旅病人、行旅死亡人及び其の同伴者取扱手續中第五條を次のように改める。

昭和二十二年二月二十五日

鳥取縣知事 吉 田 忠 一

第五條 行旅病人、行旅死亡人及其同伴者ノ救護又ハ取扱ニ要スル費用ノ支出ハ左ノ基準ニ依ルベシ但シ已ムテ得ザル事情ニ依リテ之ヲ超過スルトキ若ハ費用外ノ支出ヲ要スルトキハ其ノ事由ヲ具シ知事ノ認可ヲ受クベシ

(一) 救護費

- 行旅病人及同伴者ニ關スル諸費
- 一 診察料手術料 昭和十八年二月厚生省告示第六十六號
- 二 藥 價 「健康保險ノ療養ニ要スル費用並國民健康保險組合又ハ國民健康保險組合ノ事業ヲ行フ法人ニ請求スベキ費用ノ算定方法」ニ依ル
- 三 醫師產婆族費 車馬賃一里ニ付金八十錢以内但シ一里未滿ハ其ノ半額以内鐵道賃ニ等實費
- 四 病人運搬費 實費
- 五 看護人費 實費但シ身体自由ナラザル病人ニシテ看護スベキ同伴者ナキトキニ限ル

六生 活費

- 生活保護法施行細則ニ定メル生活扶助費基準額ニ依ルモ必要アル場合ハ左ノ費目ニ限り併セ給スルコトヲ得
- 冬期一人金十圓以内
- 春秋期一人金七圓以内
- 但シ之ヲ給スル必要アル場合ニ限ル
- 口蒲團借入料 實費但シ借入ルベキ品ナキ爲購入ヲ要スルトキハ總額貳拾圓以内トス
- ハ蚊帳借入料 實費但シ借入ルベキ品ナキタメ購入ヲ要スルトキハ總額貳拾圓以内トス
- ニ薪炭費 實費但シ冬季若クハ病症ニ依リ溫暖ヲ要スル場合ニ限ル
- ホ油 費 實費
- ハ借家料 實費但シ借入ルベキ家屋ナギ爲小屋掛ヲ爲ス必要アル場合ニハ小屋掛金參百五十圓以内トス

(二) 護送費

一 病人護送中生活保護法施行細則ニ定メル生活扶助費基準額ヲ給ス但シ護送期間一日未滿トキハ右基準額ノ半額トス

- 尚必要アルトキハ左ノ費目ニ付支出スルコトヲ得
- イ 宿 泊 料 一泊ニ付金拾壹圓以内
- ロ 病人運搬費 實費
- ハ 護送者手當 日當並食料金貳圓參拾錢以内
- 宿泊料 一泊ニ付拾壹圓以内
- ニ 鐵道賃 三等實費
- ホ 船 賃 下等實費

行旅死亡人ニ關スル諸費

- 一 死体検案料 前項救護費中第一號ニ同シ但シ警察官ノ檢視ヲ受ケザル場合ニ限ル
- 二 死体検案書料 一通ニ付金參圓以内但シ警察官ノ檢視ヲ受ケザル場合ニ限ル
- 三 死体消毒費 實費但シ一晝夜ニ付一人限リトスルモ死体家屋外ニ在リテハ特ニ番人ヲ要スル場合ニ限ル、又人家遠隔ノ場所ニ於

テハ夜間ニ限リ一人増スコトヲ得

- 四 墓標棺及附屬品 死体取片付及埋火葬費 實費但シ金百圓ヲ超ユルヲ得ス
- 五 公 告 料 實費但シ公告書ハ第一號様式ニ依リ新聞紙ニ一回掲載スルコト
- 公私施設又ハ私人ニ委託シテ救護ヲ爲ス場合ニ於テモ前項ノ規定ヲ適用ス

告 示

鳥取縣告示第七十號

工業調査員たる資源調査員左の通り任免せり。

昭和二十二年二月二十五日

鳥取縣知事 吉 田 忠 一

- 新任者 解任者 職務執行の區域 任免年月日
- 小林 德雄 土山 英雄 西伯那幡郷村 昭和二十二年一月十日
- 伊藤 政春 平林 芳子 鳥取市 同 二月十五日
- 田中 則義 竹内 豊美 同 同
- 高田 彰夫 西澤 孝芳 同 同

昭和二十二年二月二十五日 (第三種郵便物認可) 四

松本源太郎 竹内 幹 同
 浅見 弘 伊藤徳治 同
 尾崎 軍蔵 本郷信義 同
 田中平太郎 岡田愛吉 同
 桑谷正義 同
 門脇匡吉 小谷 榮 東伯郡西郷村 同 二月十九日

鳥取縣告示第七十一號

價格等取締規則第三條の規定により「文化ランプ」の販賣價格の届出があつたのでこれを受理した。

昭和二十二年二月二十五日

鳥取縣知事 吉 田 忠 一

一、届出人住所、名稱及び氏名
 鳥取市先魚町三丁目四番地
 鳥取商業統制組合
 理事長 山 本 鐵 太郎

二、届出品名及び價格

(一)品 名 文化ランプ

(二)販賣價格 單位一箱(五〇瓦)

商業組合卸賣價格 小賣業者販賣價格 五圓〇〇

三、卸賣價格は賣主店先渡價格とし荷造運賃は買主の負擔とする。
 四、小賣價格は賣主店先渡價格とする
 五、物價調整上必要あるときはこの物品の販賣について制限又は禁止することがある。

鳥取縣告示第七十二號

價格等取締規則第二條の規定により「穀類膨脹加工費」の届出があつたのでこれを受理した。

昭和二十二年二月二十五日

鳥取縣知事 吉 田 忠 一

一、届出人住所 鳥取市寺町上區二五
 氏 名 上 田 良 考

二、届出品名及び價格

(一)品 名 穀類膨脹加工費

(二)最終價格 單位一坵當 六圓三〇錢

三、この告示後物價廳長官又は知事が別の額の指定をしたときはこの届出價格は失効する。

四、物價調整上必要あるときはこの届出價格等につき制限もしくは禁止をすることがある。

昭和二十二年二月二十五日

鳥取縣知事 吉 田 忠 一

鳥取縣鳥取市東町 行 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町